

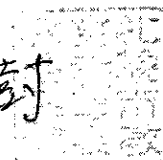
札幌市教育委員会会計年度任用職員の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和6年3月15日

札幌市教育委員会

教育長

檜田英樹



札幌市教育委員会規則第3号

札幌市教育委員会会計年度任用職員の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則

札幌市教育委員会会計年度任用職員の勤務条件に関する規則（令和元年教育委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

- (1) 第7条第1項を削り、同条第2項中「正規の勤務時間」を「第2条から第5条までの規定による勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）」に改め、同項を同条第1項とし、同条第3項中「前2項」を「前項」に、「第7条第2項」を「第7条第1項」に、「第7条第3項」を「第7条第2項」に、「同条第3項に」を「同条第2項に」に改め、同項を同条第2項とする。
- (2) 第8条第1項中「第7条第2項」を「第7条第1項」に改め、同条第2項中「養育」を「養育する」に、「介護」を「介護する」に、「第7条第2項」を「第7条第1項」に改める。
- (3) 別表4 13の項中「する場合」の次に、「、感染症の予防のための学校等（対象となる子が在籍する保育所、幼稚園、小学校その他これらに類するものをいう。以下この項において同じ。）の全部若しくは一部の休業（これに準ずる措置を含む。）により対象となる子の世話をを行う場合又は学校等が実施する行事（対象となる子が参加するものに限る。）に参加する場合」を加える。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第7条及び第8条の改正規定は、公布の日から施行する。